製品の使用/廃棄時の環境安全性評価事例

~太陽光パネルの環境影響の考え方~

株式会社環境管理センター プロジェクト推進部 企画グループ 長谷川 亮





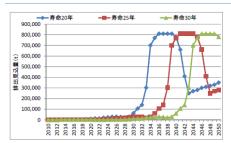
🔤 本日の流れ

- ▶太陽光パネルの現状
- ▶太陽光パネル処理の全体像
- ▶太陽光パネルの有害性
- ▶環境影響の考え方
 - ✓太陽光パネルの使用時
 - ✓使用済太陽光パネルの廃棄時
- ▶太陽光パネルの試験・分析事例
- ▶今後の課題

太陽光パネルの現状

- ▶ 平成24年7月から開始した再生可能エネルギーの全量 買取制度(FIT)以降、大幅な導入拡大
- ▶ 耐用年数は20~30年程度であり、将来、太陽光パネ ルの寿命や交換に伴い排出量が急増の見込み

【太陽電池パネル排出見込み量】



- ✓ 我が国では、年間約4,400tが 使用済となって排出
- ✓ そのうち約3.400tがリユース、 約1,000tがリサイクル又は処 分されていると推計
- ✓ 2030年代後半に年間約50~ 80万tの排出見込み

3

出典: 太陽光発電設備等のリユース・リサイクル·適正処分に関する報告書,平成27年6月, 使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する検討会



🔤 太陽光パネル処理の全体像

▶ 太陽光パネルの排出量は今後も増加が見込まれる。 ⇒埋立処分の負荷低減のために、リデュース、リユース、リサ イクルが重要である



出典:太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版),平成30年,環境省



🗠 太陽光パネルの有害性

- ▶太陽光パネルには製品によっては有害物質が 使用されている
 - ✓ 鉛(電極のハンダ等)、カドミウム(半導体)、セレン(半導体)
 - ✓ 現在、太陽光パネルに対する法令で定められている有害物 質の基準はない(ただし、バーゼル法は除く)
 - ✓ (一社)太陽光発電協会では、情報提供すべき有害物質や含 有率基準値等をガイドライン1により示している。
- ▶製品に含まれている有害物質が環境保全上の 支障とならないように配慮が必要
 - ✓ 製品の使用時(災害時等を含む)
 - ✓ 使用済製品の最終処分時
 - ✓ 使用済製品のリサイクル時

1 使用済太陽電tモジュールの適正処理に資する情報提供ガイドライン(第1版),平成29年12月,(一社)太陽光発電協会



🔤 環境影響の考え方(使用時)

- ▶ 通常使用時では有害物質の流出の恐れは少ない
 - ✓製品構造上、有害物質が含まれている恐れがある部材はガ ラス等で封入されている。
 - 外部への露出がない
 - 雨水等の内部浸出はない
 - ✓事故や災害時で破損や割れ等が生じた場合に流出の可能 性がある
 - 想定される災害後の状況に応じた試験での評価が必要
 - 環告13号試験による評価は過大評価



特性化試験による評価を検討

🔤 環境影響の考え方(最終処分時)①

- ▶産業廃棄物として廃棄するのが一般的
 - ✓ ただし、所有者自らが撤去の場合は一般廃棄物(住宅用)
 - ✓ 区分は、廃プラスチックと廃ガラスの混合廃棄物
- ▶処分方法(埋立)
 - ✓安定型処分場
 - リサイクルガイドライン(第二版)において、太陽光パネル は電気設備機器と整理された
 - ⇒安定型処分場での処分は禁止(SRと同様の整理)



管理型処分場での処理が必要



🔤 環境影響の考え方(最終処分時)②

- ▶管理型処分場での処分
 - ✓特別管理産業廃棄物の対象とはされていない
 - ✓廃掃法上では15cm角以内であれば廃棄可能
 - ⇒ただし、「金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基 準」を超過するような廃棄物においては、維持管理の観点か ら処分場の運用に支障が生じる恐れがあることに留意する。
- ▶環境影響の評価の方法
 - ✓一般的に、昭和47年環境庁告示第13号に定める方法 (以下、環告13号法)により、有害性が評価されている。
 - ⇒ただし、中間処理で切断処理等が行われ、当該容姿のまま埋 め立てられる場合などでは、環告13号法ではリスクの過大とな ることがあることに留意する。⇒特性化試験を検討



試験•分析事例

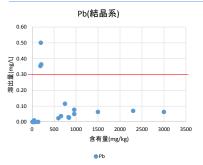
使用済再生可能エネルギー設備のリサイク ル等促進調査(環境省)2,3

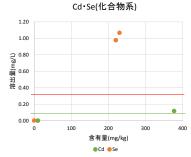
【試験・分析目的】処理時の溶出・排出の可能性の把握

- 含有量試験
- 溶出量試験(昭和47年環境庁告示第13号、以下 13号試験)
- タンクリーチング試験(以下、TL試験)
- 2 平成26年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務報告書、三菱総合研究所、 平成27年3月(http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/h2710/h27-01.pdf)
- 3 太陽光発電設備等のリュース・リサイクル・適正処分に関する報告書、使用済再生可能エネルギー設備のリュー ス・リサイクル・適正処分に関する検討会,平成27年6月(https://www.env.go.jp/press/files/jp/27519s.pdf)

🔤 試験・分析事例の結果(含有量と溶出量)

- 溶出試験より、結晶系のモジュールの一部で鉛、化合物系のモジュール でセレン、カドミウムの溶出が確認された。
- 含有量が高いと溶出量が高い傾向にあるが、相関関係は見られない。 含有量と溶出量

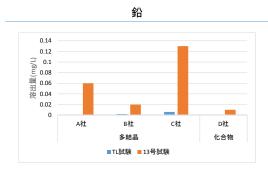


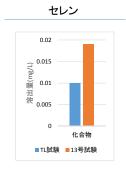


- ※使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進調査(環境省)1.2の結果を以下のデータ処理を実施し整理した。
- ・複数回繰返し分析については、平均値を使用
- ・含有量については、フレームを取り除いたパネルの濃度とし、各部位の分析結果を重量構成比を用いて加重平均し た値を使用

▶試験·分析事例の結果(溶出量とTL試験)

- 鉛については、13号試験に比べて供試体の粒径が大きく比表面積が小 さいTL試験では、13号試験よりも溶出量が小さかった。
- 一方、薄膜全体に一定割合のセレンを含む化合物系のモジュールにつ いては、TL試験と13号試験でセレンの溶出量の差は鉛よりも大幅に小さ かった。





試験分析方法(試料調整)

- 含有量試験:微粉砕試料0.5~5g
 - フロントカバーガラス、電極、セル・バックシートをそれぞ れ試料調製し分析を実施

フロントカバーガラス

雷極

セル・バックシート









試験分析方法(試料調整)

- 溶出試験:粉砕試料(0.5~5mm)50g
- タンクリーチング試験:切断試料 例)10×10cm程度

溶出量試験

タンクリーチング試験







※部材ごとに粗粉砕を行った後、部材ごとに混合・縮 分、重量比により際混合

🗠 太陽光パネルの分解手順(例)①

	工程	結晶系	薄膜系	化合物系
1	フレームをはず す		用のレー	クリーチング試験 サンプルは、フ ムをはずした後 定角程度を切り 、試料とする
2	端子ボックスを はずす	10000000000000000000000000000000000000		

🔤 太陽光パネルの分解手順(例)②

	工程	結晶系	薄膜系	化合物系
3	バックシートを はがす			
4	フロントカバー からセル(電極 を含む)または 薄膜をはがす			



🗠 太陽光パネルの分解手順(例)③

	工程	結晶系	薄膜系	化合物系
5	電極を取出す		\$	
6	部材ごとに重量を測定する			

15



🗠 太陽光パネルの分解手順(例)④

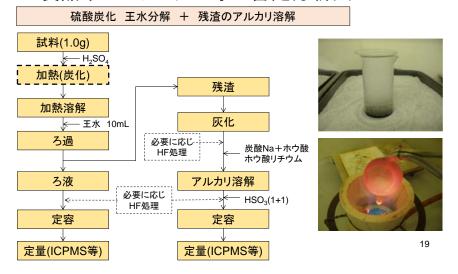


🗠 太陽光パネルの分解手順(例)⑤



📂 試験分析方法(含有量試験)

• 製品中のレアメタル等の暫定分析法





🔤 試験分析方法(溶出試験)

• 環告13号法









試験分析方法(タンクリーチング試験)

- タンクリーチング試験
 - 試料を塊状のまま溶媒水中に浸し、水中に溶出 する成分の濃度を測定する。(試料:20cm角程 度、期間:28日間)

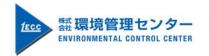
水浸状況







ご清聴ありがとうございました



🔤 今後の課題

- ▶状況に応じた適切な試験・評価
 - ✓環境影響を考える場合には、

 溶出量が重要
 - 含有量のみでは環境影響の評価が困難
 - (例)仮に鉛が50ppm含まれているパネルから全量有害物質が溶 出する場合、13号溶出試験の結果は5mg/L(埋立基準の約16 倍)となり、環境影響がないとは言えない
 - ✓状況に応じた特性化試験を選定
 - タンクリーチング試験
 - アベイラビリティ試験
 - 乾湿繰返し試験 等
- ▶3Rの促進
 - ✓ 最終処分場のひつ迫、資源の有効利用
 - ✓ 被災パネルの適正処理・リサイクル(災害時)